

◇ ご利用案内 ◇ Usage Guidance

* 営業時間

24時間365日

* サービス実施地域

原則、川越市・狭山市

* 施設送迎時間

月～日・午前8:30～午後6:00まで

* 食事ご提供時間

- ・朝 食…午前 7:30～午前8:30
- ・昼 食…午後12:00～午後1:00
- ・おやつ…午後 3:00～午後4:00
- ・夕 食…午後 6:00～午後7:00

* 入浴ご利用時間

原則、午後2:00～午後4:00まで

* ご利用対象者

- ・要介護1～要介護5の方
 - ・要支援1～要支援2の方
- (要介護認定申請中の方もご利用可能)

* お申込み方法

- ・ご担当のケアマネジャーまたは弊社へご希望の日程等ご連絡ください。

※8月以降のご予約状況について…

8月7日(金)～8月24日(月)において、若干空きがございますので、お早めにご予約ください。

* お問い合わせ先

- ・TEL 049-247-7311(代)
- 電話での受付時間
月～金・午前9:00～午後6:00まで
- ・E-mail soudan3@houseikai-y.jp

◇ 地図 ◇ Map



◇ 交通案内 ◇ Access

電車の場合

- * 西武新宿線「南大塚駅」より車で約8分
- * 西武新宿線「南大塚駅北口」「新狭山駅北口」より徒歩で約20分
- * JR川越線「的場駅」より車で約20分

自動車の場合

- * 関越自動車道「川越I.C」より狭山市方面へ約10分 ※駐車場50台

◇ 発行・編集 ◇ Publisher

発行 社会福祉法人 芳清会
ショートステイ八瀬の里
〒350-1172
埼玉県川越市大字増形164番地
TEL 049-247-7311(代)
平成27年7月15日 発行
次回は平成27年8月15日 発行予定
発行人・編集人 佐藤 嘉昭



No. 7

ショートステイ

2015年7月号

インフォメーション

Short Stay
2015. July
Information

◇ 本号の内容 ◇ CONTENTS

- 01 後期高齢者医療の保険証の更新
- 02 介護保険負担割合証の交付
- 03 介護保険負担限度額認定証の交付
- 04 県内の熱中症について

平成27年8月1日から

- ✓ 後期高齢者医療の保険証が更新
- ✓ 介護保険の利用者負担割合証の交付

1. 後期高齢者医療の保険証

(1) 対象となる方

- ① 埼玉県内にお住いの75歳以上の方
- ② 65歳以上75歳未満で一定の障害のある方で申請して広域連合の認定を受けた方
 - ※ 生活保護を受けている方は対象外です。
 - ※ 後期高齢者医療制度に加入すると、国民健康保険、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合等の加入者でなくなります。

(2) いつから

- ① 75歳になったとき(75歳の誕生日当日)から(手続なし)
- ② 75歳以上の方が埼玉県内に転入した日から(手続あり)
- ③ 65歳以上75歳未満の一定の障害のある方が申請して広域連合の認定を受けた日～

(3) ショートステイを利用される場合

8月1日からショートステイを利用される場合は、対象者の方のみ『後期高齢者被医療保険者証』のコピーをご提示ください。当該保険証の有効期間(平成27年8月1日～平成28年7月31日)において、一度ご提示して頂ければと思います。ご協力よろしくお願い致します。



←左図のように新しく変わります(参照)ので、ご確認ください。

【参考】埼玉県後期高齢者医療広域連合・後期高齢者医療制度

2. 介護保険の利用者負担割合証の交付

(1) 概要

平成27年8月1日から、65歳以上(第1号被保険者)の方のうち、一定以上の所得がある方は、介護サービスを利用したときの利用者負担割合が2割になります。但し、利用者の負担額には月額の上限額(高額介護サービス費)があるため、自己負担が2割になった方の実際の負担が2倍になるとは限りません。

(2) 対象となる方

- ① 65歳以上で、本人の合計所得金額が160万円以上の方
- ② 年金の収入金額と年金以外の合計所得金額(※)が、単身の場合は280万円以上の方
 - ※ 65歳以上の方が2人以上いる世帯の場合は346万円以上の方

(3) ショートステイを利用される場合

8月1日からショートステイを利用される場合は、この利用者負担が1割の方も2割の方も**全ての利用者の方に『介護保険利用者負担割合証』のコピーをご提示ください。**今後ショートステイを利用される際に、当該ご提示なければ、担当の介護支援専門員に問い合わせることもございます。その場合は、個人情報取り扱いにも十分に留意対応いたします。利用月において、ショートステイ利用料の請求にも関わりますので、**必ずご提示ください。**ご協力、ご理解の上、宜しく申し上げます(当該証書に記載されている適用期間において、一度ご提示して頂ければと思います)。

3. 介護保険負担限度額認定証の交付

(1) ショートステイを利用される場合

これまで通り、**該当される方のみ『介護保険負担限度額認定証』のコピーをご提示ください。**当該証書に記載されている有効期間(平成27年8月1日～平成28年7月31日)において、ショートステイを利用される場合は、一度ご提示して頂ければと思います。

*ショートステイ八瀬の里は、『ユニット型個室』です(下表の食費からご確認ください)。

| 1日の負担限度額 | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 |
|----------|------|------|--------|
| 食費 | 300円 | 390円 | 650円 |
| 居住費 | 820円 | 820円 | 1,310円 |

熱中症に気をつけましょう

先般の総務省消防庁から今夏の熱中症患者数と搬送者数について逐次発表されている内容を確認すると、7月6日～7月12日の間に、埼玉県内は190名と熱中症で救急搬送され全国ワースト1位でした…。熱中症対策は、『**避暑して細めに水分を補給すること**』です。また、外出前に一度体調をみてから出かけましょう。

